明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○地方税法施行規則附則第六条第三十一項の規定に基づき内閣総理大臣が定める償却資産の一部を改正する件（内閣府一三二七）　一
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（法務二〇四）　二
○強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約のスイス連邦等による批准等に関する件（外務一五一）　二
○モルディブ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とモルディブ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一五二）　二
○緊急通信体制改善計画のための贈与に関する日本国政府とジャマイカ政府との間の書簡の交換に関する件（同一五三）　二
○円借款の供与に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一五四）　二
○保安林の指定をする件（農林水産七一一～七三一）　二
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通三六二）　六
○直轄砂防工事を施行する件（同三六三）　六
○一般財団法人新日本検定協会から登録事項の変更の届出があった件（同三六四）　六
○道路に関する件（東北地方整備局一四四～一四六）　六
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定をした件（関東地方整備局一九一）　七
○道路に関する件（中部地方整備局五七）　八
○都市計画に関する件（近畿地方整備局一一八）　八
○道路に関する件（九州地方整備局一一二）　八
〔国会事項〕　八
〔人事異動〕　八
内閣　八
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕　八
官庁事項　八
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）　八
産業　八
日本工業規格（経済産業省）　八
労働　八
最低工賃の改正決定に関する公示（広島労働局最低工賃公示一）　一〇
〔公告〕　一〇
諸事項　一〇
官庁　一〇
財団、有権者申出方、建設業の許可の取消処分関係　一〇
裁判所　一〇
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
特殊法人等　一〇
参議院共済組合定款の一部変更、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　一〇
地方公共団体　一〇
教育職員免許状失効関係　一〇
会社その他　一〇

告示

○内閣府告示第千三百二十七号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第二十五項の規定に基づき、地方税法施行規則附則第六条第三十一項の規定に基づき内閣総理大臣が定める償却資産（平成二十一年内閣府告示第十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月二十日　内閣総理大臣　安倍　晋三

前文中「附則第六条第三十一項」を「附則第六条第二十五項」に改める。

○法務省告示第二百四号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、インドにおいて弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十九年四月二十日　法務大臣　金田　勝年

氏名　アシッシ・プラバカール・ジェジュルカール

生年月日　千九百七十四年七月十六日

○外務省告示第百五十一号

一　スイス連邦政府及びチェコ共和国政府は、平成十八年十二月二十日にニューヨークで採択された「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」の批准書を、それぞれ、平成二十八年十二月二日及び平成二十九年二月八日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、平成二十九年一月一日にスイス連邦について、また、平成二十九年三月十日にチェコ共和国について、それぞれ効力を生じた。

二　中央アフリカ共和国政府及びセーシェル共和国政府は、前記の条約の加入書を、それぞれ、平成二十八年十月十一日及び平成二十九年一月十八日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、平成二十八年十一月十日に中央アフリカ共和国について、また、平成二十九年二月十七日にセーシェル共和国について、それぞれ効力を生じた。

（平成二十八年十月十一日付け、同年十二月二日付け、平成二十九年一月十八日付け及び同年二月八日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十九年四月二十日　外務大臣　岸田　文雄